交通事故ゼロで、みんな笑顔に！ 5月は自転車月間です

みる 点検…日ごろの点検が大事

事故を防ぐには、自転車のメンテナンスが大切です。日ごろから自転車の状態を確認し、自転車店での定期点検も忘れずにしておきましょう。

また、自転車小売店などで安全点検（有料）を受けることで、傷害・賠償責任保険が付加されるTSマーク制度があります。万が一の事故に備えましょう。

のる 走行…ルールを守って安全に

自転車は車の仲間です。原則、車道の左側を通行し、夜間はライト点灯、交差点では一時停止など、日ごろから自転車の交通ルールを守って安全に利用しましょう。

また、保護者は子どもにヘルメットをかぶらせましょう。そして、全ての自転車利用者がヘルメットを着用するように努めましょう。

とめる 駐輪…駐輪場を利用しよう

「ちょっとくらい」という気持ちで自転車を路上に止めてしまうと、他の自転車が集まり、歩行者の安全な通行の妨げになってしまいます。

自転車・バイクは決められた場所へ正しく駐輪しましょう。

市内中心部の駐輪場マップ　二次元コード

■自転車ピクトグラムを知っていますか？

“自転車ピクトグラム”は自転車の通行位置と通行方向を示しています。

道路交通法では、自転車は自動車と同じ車両の仲間で、**車道の左側を通行しなければいけません。**そのため、車道の右側を通行すると交通違反になります。

自転車に乗る皆さんに、この交通ルールを守ってもらうため、国、県、市が、主要な道路に順次設置をしています。

自転車ピクトグラムの無い道路でも、自転車は車道の左側を走行しましょう。

問都市・交通計画課☎948-6421・FAX934-1807

G20愛媛・松山労働雇用大臣会合100日前イベント えひめ・まつやま働き方改革シンポジウム2019

参加者募集

9月1日㈰・2日㈪に本市で開催されるG20愛媛・松山労働雇用大臣会合に先駆けて、働き方改革に関するシンポジウムを開催します。一人一人が生き生きと働いて幸せに暮らせる社会の実現に向け、目指すべき働き方について、皆さんと考えていけるよう、分科会や基調講演、パネルディスカッションのほか、働き方改革に取り組む企業の事例紹介などを行います。ぜひご参加ください。

日時 5月24日㈮13時～16時20分
会場 総合コミュニティセンター（湊町七丁目）
内容 サイボウズ㈱青野社長の基調講演、パネルディスカッション、市内企業などの働き方改革の取り組み事例紹介、①「女性活躍」②「テレワーク」③「企業風土」をテーマとした分科会
対象 主に経営者や従業員
定員 基調講演＝500人程度（先着順）▶分科会＝①72人、②③各48人
申し込み 5月15日㈬（必着）。ホームページ（応募フォーム）、ファクスで㈱ノトス
HP http://qq1q.biz/S0sq・FAX989-4110へ

二次元コード

問県G20労働雇用大臣会合推進室☎912-2467・FAX912-2259、地域経済課☎948-6710・FAX934-1844

自動車税・軽自動車税の納付・減免申請はお忘れなく！

納付期限は5月31日㈮

自動車税・軽自動車税は4月1日現在で登録されている自動車・原動機付自転車などの所有者に課税されます。納期限までに納めましょう（コンビニエンスストアでも納付できます）。

減免申請は5月24日㈮まで

障がいの程度など、一定の要件に該当する場合は減免できる場合があります。

下表に該当する人は期限までに申請してください。

※自動車税は4月以降に対象となった場合、月割りで相当額が減免になります（軽自動車税は除く）

減免の申請方法（障がい者1人につき1台）

種別		所有者	運転者	必要書類	減免の条件
				ABC共通	
身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者	A	本人	本人	・軽自動車税減免申請書、納税通知書、車検証、運転免許証、各種手帳、マイナンバーカードまたは通知書 ・家族運転で同一世帯でない場合は、障がい福祉課発行の生計同一証明書（地区民生委員押印の証明願いでも可）、精神障害者保健福祉手帳所持者は保健予防課発行の生計同一証明書	車両の使用条件は無し ※毎年申請が必要
	B	本人	家族		家族運転の場合、通院、通学、生業、在宅処遇の場合に限る（病院、施設などの発行する証明書などが必要） ※上記の目的で、週1日または月4日以上使用していること
	C	家族	家族		

※Cは18歳未満の身体障がい者および知的・精神障がい者のみ対象

種別	必要書類	減免の条件
構造によるもの	・軽自動車税減免申請書、納税通知書、車検証 ・構造の場合は「車椅子固定装置などの構造」と「ナンバープレート」が確認できる写真 ※8ナンバーで車検証に車椅子移動車の記載がある場合は写真不要 ・公益の場合は理由書、公益活動に使用している証明（運行日誌など）	車検証中、形状が「車椅子移動車、身体障害者輸送車」または型式認定番号が空白であって車椅子固定装置を装着していること
公益に専用するもの		社会福祉法第22条の規定により設立された法人で設立目的に定められた公益事業に直接使用するもの

※自動車税（県税）の減税の詳細は県中予地方局☎909-8754にお問い合わせください

■新車登録から13年経過する車両は自動車税・軽自動車税が高くなります。
【対象車】平成18年3月末以前の登録車（ディーゼル車については平成20年3月末以前登録の自動車）

■自動車税は、クレジットカードやスマホ決済アプリでも納付できます（軽自動車税は除く）。詳しくは、5月中旬ごろお手元に届く納税通知書を確認して、期限までに納めましょう！

自動車税・軽自動車税の減免の対象となる人

障がいの区分	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳（複数の障がいがあるときは個別の障害等級）										
	精神障害	知的障害	肝臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害	肢体不自由 機能障害	肢体不自由 移動機能	肢体不自由 上肢機能	体幹	下肢	上肢	音声機能障害	平衡機能障害	聴覚障害	視覚障害
生計同一者または常時介護者が運転する場合	1級	重度「A」	1～3級		1級・3級	1～3級	1級・2級		1～3級	1～3級	1級・2級		3級	2級・3級	1～4級
本人が運転する場合						1～6級		1～3級および5級		1～6級		3級（こう頭摘出のみ）			

問自動車税＝県中予地方局☎909-8754・FAX915-0671▶軽自動車税＝市民税課☎948-6302・FAX934-1802▶身体・知的障がいのある人の生計同一証明書の発行に関すること＝障がい福祉課☎948-6433・FAX932-7553▶精神障がいのある人の生計同一証明書の発行に関すること＝保健予防課☎911-1816・FAX923-6062